

告示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、次のとおり公告する。

令和三年二月五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志村 宏

認定番号	第一号
認定年月日	令和三年 二月五日
対象区域	埼玉県三郷市彦成 四丁目一番一他
公告に係る対象区域等を縦覧に 供する場所	埼玉県越谷建築安全センター